

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県北部地区委員会から令和 2 年 7 月 20 日に訂正の報告があったので、平成 30 年 11 月 30 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成 29 年分）の一部を次のとおり訂正する。

令和 2 年 9 月 15 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

総括表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「4, 107, 000」を「3, 698, 434」に、

「

5, 565, 081	
-------------	--

」を「

5, 565, 081	408, 566
-------------	----------

」に改める。

1. 寄付の内訳の表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「530, 000」を「121, 434」に改める。

5. その他の収入の内訳（1 件 10 万円以上のもの）の表中

「

自由民主党白石町支部	支部総会会費	103, 000
	党費	338, 000
内川修治後援会	内川修治県政報告会 会費	308, 000

」を

「

自由民主党白石町支部	支部総会会費	103, 000
	党費	338, 000
日本共産党佐賀県北部地区委員会	会議室使用料	300, 000
内川修治後援会	内川修治県政報告会 会費	308, 000

」に改める。